

検 察 官 増 員 に つ い て

問 題 点

1 増えない検察官

ここ 10 年で、弁護士約 57% 増に対し、検察官約 28% 増

2 少なすぎる日本の検察官

先進国の中で最低の数

アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスとの人口比

3 検察官不足の影響

検察の業務量の増大

- ・ 捜査・公判の困難化など
 - ・ 新たな業務への対応
 - ・ 裁判員裁判の実施、犯罪被害者の支援、新たな罰則の整備
- 検事不足に伴う肩代わりの常態化とその弊害**
- ・ 処理件数の約 70% を副検事が担当 (1997 年)、地検支部中約 55% が検事非常駐
 - ・ 不十分な捜査・公判や消極的な処理などにより被疑者・被告人の権利侵害、被害者や一般国民にしわ寄せ

4 検察庁支部問題

支部の検察体制の弱体化

- ・ 203 支部の 128 か所 (約 63%) が検事非常駐、内 31 か所が副検事も非常駐 (2010 年 8 月日弁連調べ)
- 支部の検察機能の低下**
- ・ 支部事件の本庁、近くの大規模支部への起訴
 - ・ 起訴後弁護活動の困難化、被告人の裁判を受ける権利の侵害

検察官増員の必要性

増員による裁判官の執務環境の改善、肩代わりの解消
迅速・適正、的確な事件処理

裁判員裁判など、新制度への人的対応体制の強化

支部の検察機能の充実強化のための人的体制の拡充

目 標

検察官の大幅増員

- ・ 審議会意見書に寄せた法務省意見 (1,000 人増) の達成
- ・ 日弁連の倍増意見 (10 年間で 1,200 人の実現)

「検察官ゼロ」支部の解消

増員による 128 非常駐支部の検事常駐体制の拡充